

平成24年4月から 業務管理体制整備の届出が必要となりました。

1 業務管理体制整備の届出は速やかに！

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等（注1）は、法令遵守等の業務管理体制の整備（注2）とその届出が義務付けられました。
- 事業所名、所在地等の変更など、業務管理体制の内容に変更が生じた場合は、変更の届出を遅延なく行ってください。

（注1）業務管理体制の届出が義務付けられる事業者の種類

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ア.指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ.指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ.指定障害児通所支援事業者
- エ.指定障害児入所施設
- オ.指定障害児相談支援事業者



（注2）業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ（次表参照）、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

◎届出書の内容 設置する事業所等の数により届出事項が異なります！

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	〃 主たる事業所の所在地
	〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注3)の氏名、生年月日
事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注4)の概要
事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注3)法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注4)業務が法令に適合することを確保するための規程

◎事業所の数え方について

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所等と数えます。
- **事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。**
例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問居宅介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は「2つ」と計上することになります。

◎届出書の届け先は事業所の所在地によって決まります。

	事業所等の区分	届出先	備 考
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働省 障害保健福祉部 監査指導室
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村	
③	①及び②以外の事業者等	千葉県	※参照



○ 設置する事業所等が**障害者総合支援法**に基づくものであり、その**所在地が千葉市、船橋市、柏市のみ**である場合は、事業所が所在する各市に届け出る。

○ 設置する事業所等が**児童福祉法**に基づくものであり、その**所在地が千葉市のみ**である場合は、千葉市に届け出る。

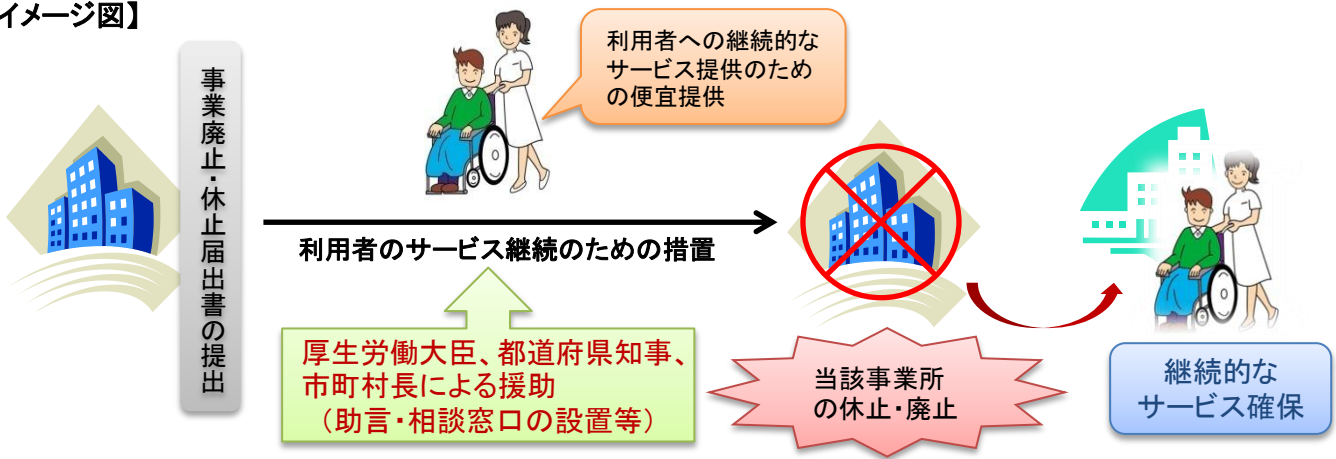
2 休止・廃止届が事前届出制に

- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わりました。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日までには廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなりました。

3 休止・廃止時の利用者へのサービス確保が義務化

- 休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務付けられました。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。

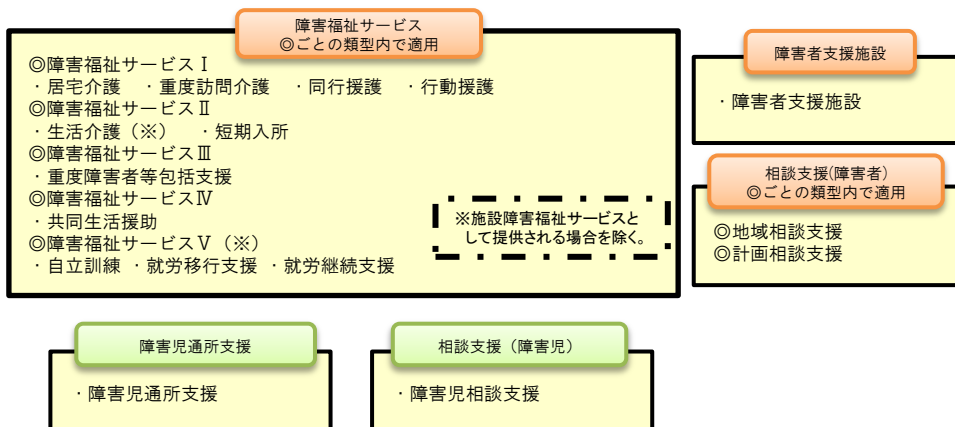
【イメージ図】



4 指定の取り消しにおける連座制の見直し

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなりました。
- ② 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加されました。

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】





【照会先】

千葉市保健福祉局高齢障害部障害企画課 施設支援班・地域支援班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所1階

TEL 043-245-5174（または5228）

FAX 043-245-5630

Mail shogaikikaku.HWS@city.chiba.lg.jp